みんなの広場

伝言板

会員募集

カレイ　プアメリア

時毎月第１・第３水曜日
午前10時～11時
場文違区四番組集会所
内ウクレレの練習
費月　２０００円
※初心者歓迎
問西川
☎０８０－６６８５－６０６０

お知らせ

「広報やちまた」で市民サークルの催し・講座、会員募集を紹介してみませんか

広報やちまたの「みんなの広場」では、市民サークルが主催する各種催しや講座、会員募集などの情報を掲載しています。

掲載を希望する場合は、掲載希望号の1カ月前までに「掲載申込書」に必要事項を記入のうえ、秘書広報課窓口または、郵送・ＦＡＸ・Ｅメールで申し込みしてください。

くわしくは、市ホームページをご覧ください。

問秘書広報課
☎４４３－１１１１２

市ホームページ

全年齢向け
再就職支援セミナー・出張相談

時１月30日㈭
午前10時～正午
場富里中央公民館２階研修室
対就職活動についてお悩みの方
定20人（先着順・要電話予約）
※セミナー終了後に、セミナー参加者を対象とした出張相談（先着４人）も行います。
問商工観光課
☎４４３－１４０５

無料「空き家」セミナー＆総合相談会

弁護士・税理士・建築士・宅建取引士・司法書士・土地家屋調査士など専門知識をもった有識者に、空き家・空き地に関する地域の問題や今抱えている困りごとを相談できます。予約は不要です。

時２月15日㈯
・ミニセミナー
午後２時～２時45分
・相談会
午後２時45分～４時15分
場八街市役所第１会議室
問空き家対策有識者会議事務局　森田　敬介
☎４８３－７４０７

里親制度説明会を開催

里親制度を一般の方に広く知っていただくため、説明会を開催します。（要予約）

中央児童相談所管内説明会

時２月15日㈯
午後２時～４時
場千葉市文化センター
申グーグルフォームから申し込み。
問子ども家庭サポートセンターちば（オレンジの会）
☎０４７０－２８－４２８８

グーグルフォーム

八街市企業合同会社説明会・面接会を開催

時２月21日㈮
午後１時30分～４時
場八街市中央公民館
費無料
申ハローワーク千葉職業相談第一部門
☎２４２－１１８１（#41）
※参加希望の方は、事前に最寄りのハローワークで求職登録をしてください。
問八街商工会議所
☎４４３－３０２１

千葉県特定（産業別）最低賃金が改正

一部の千葉県特定（産業別）最低賃金が、令和６年12月25日から改正されました。

最低賃金のくわしい内容は、千葉県労働局ホームページをご確認ください。

千葉労働局HP

やちまたマーケット

時１月25日㈯
午前10時～午後２時
場八街駅南口すずらん通り（アーケード）
内地元業者のおいしい食料品などを販売
問やちまたマーケット（商工会議所）
☎４４３－３０２１

制度改正にかかる児童手当の申請期限は３月末まで

令和６年10月分（12月支給）から児童手当制度が変わりました。

申請期限内に手続きされた場合に限り、令和６年10月分からの児童手当をさかのぼって支給します。申請期限を過ぎて申請した場合は、申請の翌月分からの支給となります。

申請期限　３月31日㈪（郵送の場合は必着）

〈変更点〉
- ○支給対象となるこどもの年齢が高校生年代までに拡充（18歳の誕生日後の最初の３月31日まで）
- ○所得制限が撤廃
- ○第３子以降のこどもに係る支給額を月額３万円に増額
- ○第３子の算定に含める対象の年齢を22歳到達後の最初の年度末までに延長
- ○支給月が２月・４月・６月・８月・10月・12月の年６回になります

申請が必要な方	必要な書類など
・制度改正前の所得制限により、支給を受けていない方 ・高校生年代のこどもがいるが、中学生以下のこどもがいないため、児童手当を受給していない方 ※申請者はこどもの父母のうち、生計中心者（所得が高い方）になります。 ※申請者が市外在住の場合は、居住先へお問い合わせください。 ※公務員の方は、勤務先にお問い合わせください。	・児童手当認定請求書 ・申請者および配偶者の本人確認書類とマイナンバーのわかるもの ・申請者の振込先がわかるものなど ※こどもの監護の状況により、別途書類が必要な場合があります。
・児童手当を受給中で、「受給者が生計費を負担してる大学生年代のこども」と0歳から高校生年代までの子との合計人数が３人以上の方	・監護相当・生計費の負担についての確認書
・児童手当を受給中で、養育している0歳から中学生のこどもに、支給児童として未登録のこどもがいる場合 ・児童手当を受給中で、算定児童に登録されていない高校生年代のこどもを養育している場合	・額改定認定請求書 ※申請者とこどもが別居の場合は別居監護申立書が必要です。

〈児童手当受給中で次に該当する方は手続き不要です〉
- ・第３子にあたるこどもがいるため、多子加算額の増加により手当が増額となる場合
- ・手当区分が「特例給付」であるため、所得制限廃止により手当額が増額となる場合
- ・算定児童として登録されている高校生年代のこどもが支給対象となり、手当額が増額となる場合

市ホームページ

問子育て支援課　☎４４３－１６９３